

シートB(水源地域の汚染状況等)

水源種別:地下水 浄水方法:エアレーションー塩素滅菌

番号	定期検査項目	基本検査頻度	シートAでの検査頻度	検査頻度を決定する上での根拠事例	シートBでの評価	
基3	カドミウム及びその化合物	3か月に1回以上	4回/年	水源域に当該物質使用事業所あるいは産業廃棄物の処理及び処分場が存在するか、過去に存在した場合は空欄とし、ない場合は(+)とする。 自然由来等により基準値の1/2以上検出される場合、あるいは周辺の井戸において同様の状況の場合は空欄とし、検出されない場合は(+)とする。	+	
基4	水銀及びその化合物	3か月に1回以上	1回/3年		+	
基5	セレン及びその化合物	3か月に1回以上	1回/3年		+	
基6	鉛及びその化合物	3か月に1回以上	1回/3月		+	
基7	ヒ素及びその化合物	3か月に1回以上	1回/3年		+	
基8	六価クロム化合物	3か月に1回以上	1回/3年		+	
基12	フッ素及びその化合物	3か月に1回以上	1回/3年		+	
基13	ホウ素及びその化合物	3か月に1回以上	1回/3年		+	
基14	四塩化炭素	3か月に1回以上	1回/3年		水源域に当該物質使用事業所あるいは産業廃棄物の処理及び処分場が存在するか、過去に存在した場合は空欄とし、ない場合は(+)とする。	+
基15	1, 4-ジオキサン	3か月に1回以上	1回/3年	+		
基16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	3か月に1回以上	1回/3年	+		
基17	ジクロロメタン	3か月に1回以上	1回/3年	+		
基18	テトラクロロエチレン	3か月に1回以上	1回/3年	+		
基19	トリクロロエチレン	3か月に1回以上	1回/3年	+		
基20	ベンゼン	3か月に1回以上	1回/3年	+		
基26	臭素酸	3か月に1回以上	省略不可	消毒に次亜塩素酸ナトリウムを使用しており、塩素注入率が高い場合は(-)とする。		
基32	亜鉛及びその化合物	3か月に1回以上	1回/3年	水源域に当該物質使用事業所あるいは産業廃棄物の処理及び処分場が存在するか、過去に存在した場合は空欄とし、ない場合は(+)とする。 自然由来等により基準値の1/2以上検出される場合、あるいは周辺の井戸において同様の状況の場合は空欄とし、検出されない場合は(+)とする。		+
基33	アルミニウム及びその化合物	3か月に1回以上	1回/3年		+	
基34	鉄及びその化合物	3か月に1回以上	4回/年		+	
基35	銅及びその化合物	3か月に1回以上	1回/年		+	
基36	ナトリウム及びその化合物	3か月に1回以上	1回/3年		+	
基37	マンガン及びその化合物	3か月に1回以上	1回/3年		+	
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	3か月に1回以上	4回/年		+	
基40	蒸発残留物	3か月に1回以上	4回/年	自然由来等により基準値の1/2以上検出される場合、あるいは周辺の井戸において同様の状況の場合は空欄とし、検出されない場合は(+)とする。	+	
基41	陰イオン界面活性剤	3か月に1回以上	1回/3年	水源域に当該物質使用事業所あるいは産業廃棄物の処理及び処分場が存在するか、過去に存在した場合は空欄とし、ない場合は(+)とする。	+	
基42	ジェオスミン	原因喪失発生時期に月1回以上	1回/3年	原因藻類が発生する場合は(-)とする。		
基43	2-メチルイソボルネオール	原因喪失発生時期に月1回以上	1回/3年			
基44	非イオン界面活性剤	3か月に1回以上	4回/年	水源域に当該物質使用事業所あるいは産業廃棄物の処理及び処分場が存在するか、過去に存在した場合は空欄とし、ない場合は(+)とする。	+	
基45	フェノール類	3か月に1回以上	1回/3年		+	